

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十九号

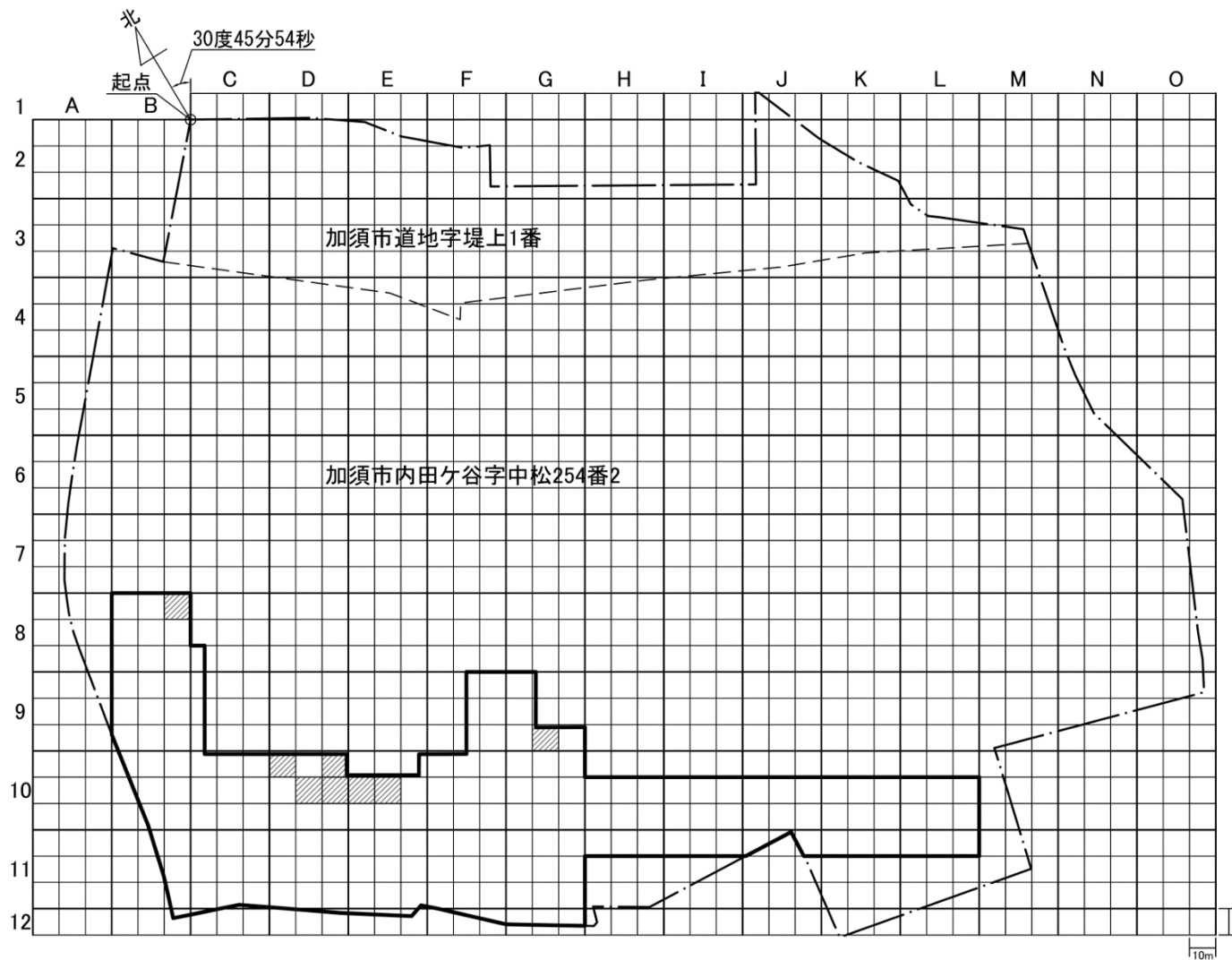
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千三百十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県加須市内田ヶ谷字中松二百五十四番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



- 凡 例
- 筆境界
  - .-.- 敷地境界
  - 調査対象地
  - ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

起 点  
 起点は、加須市道地字堤上1番の最北端とする。

格子の回転角度  
 30度45分54秒